

定款

総合型クラブ特定非営利活動法人（NPO法人）

りっとう

総合型クラブ特定非営利活動法人 りっとう 定款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は、総合型クラブ特定非営利活動法人 りっとうと称する。

〔事務所の所在地〕

第2条 この法人は、事務所を滋賀県栗東市に置く。

第2章 目的及び事業

〔目的〕

第3条 この法人は、市民とともにスポーツ、文化の普及発展を図ることにより、キッズ・少年少女の健全育成等老若男女の健康維持増進を企画し、さらにスポーツの持つ国際性から海外との交流を推進するなど、市民の活動に積極的に協力することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) こどもの健全育成を図る活動

〔事業〕

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室・大会の開催及び参加
- (2) キッズ・少年・少女をはじめ男女各年齢層の育成と援助並びに海外派遣及び招致
- (3) 関係団体に加盟し、その団体が主催する事業への参加
- (4) 体力、技能に応じた親睦試合及び交流会への参加
- (5) スポーツ指導者の研修会、講習会の開催
- (6) 地域スポーツ施設・公園等の維持・環境の整備
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、その他の事業を行う。

- (1) 前項に関するイベントの企画及び運営
- (2) 前項に関するイベントにおける飲食物の販売
- (3) スポーツ用品、グッズの販売

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

〔種別〕

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員、子ども会員、家族会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 スポーツを通して健康促進に関心あるもので、かつ、この法人の定めた会費を納付したものの。

(2) 子ども会員 12歳以下の子どもで、スポーツを通して健康増進に関心あるもので、かつ、この法人の定めた会費を納入したものの。

(3) 家族会員 スポーツを通して健康促進に関心のある2名以上の家族で、かつ、この法人の定めた会費を納付したものの。

(4) エジヨイ会員 原則として、60歳以上でスポーツ、文化を通して健康促進に関心のある

人で、かつ、この法人の定めた会費を納付したもの。

(5) 賛助会員 スポーツ普及振興に関心があり、この法人の事業を援助する意思のあるもの。

〔入会〕

第7条 会員については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金及び会費〕

第8条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 正会員、子ども会員は、本人が死亡したとき。エンゾイ会員、賛助会員は本人が死亡したとき、又は団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

〔退会〕

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔抛出金品の不返還〕

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、職員

〔種別及び定数〕

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を常務理事とする。

3 必要に応じて理事のうち若干名を副理事長としておくことができる。

〔選任等〕

第14条 理事及び監事は総会で選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。前条第3項に基づき副理事長をおくときも、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

〔役員の仕事〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 第13条第3項により副理事長がおかれた場合において、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。

3 理事長又は副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の事務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〔役員任期〕

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

〔役員欠員補充〕

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔役員解任〕

第18条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。

〔報酬等〕

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

〔種別〕

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構成〕

第21条 総会は、正会員、子ども会員及び家族会員をもって構成する。子ども会員の場合は、保護者が代理出席し表決するものとする。また、家族会員の場合は、代表者は1人とする。

〔権能〕

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 基本財産の処分
- (11) 公益を目的とする事業以外の事業に関する重要な事項
- (12) その他運営に関する重要事項

〔開催〕

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員、子ども会員及び家族会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招集〕

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員、子ども会員及び家族会員の中から選出する。

〔定足数〕

第26条 総会は、正会員、子ども会員及び家族会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

〔議決〕

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員、子ども会員及び家族会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第28条 正会員、子ども会員及び家族会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員、子ども会員及び家族会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法若しくはファクシミリをもって表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員、子ども会員及び家族会員は、第26条、第27条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員、子ども会員及び家族会員は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員、子ども会員及び家族会員総数及び出席者数（書面表決者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

〔構成〕

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開催〕

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

〔招集〕

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

〔議決〕

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会に付議すべき事項のうち、第22条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第8項、第10項、第11項及び第46条に関する事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ理事会における理事総数の3分の2以上をもって決する。

〔表決権等〕

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はファクシミリをもって表決することが出来る。ただし他の者を代理人として表決することはできない。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席した

ものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

〔議事録〕

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する事。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

〔資産の構成〕

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

〔資産の区分〕

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他事業に関する資産の2種とする。

〔資産の管理〕

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

〔会計の原則〕

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他事業に関する会計の2種とする。

〔事業計画及び予算〕

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

〔予備費の設定及び使用〕

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

〔予算の追加及び更正〕

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔事業年度〕

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔臨機の措置〕

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員、子ども会員及び家族会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

〔解散〕

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員、子ども会員及び家族会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員、子ども会員及び家族会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔残余財産の帰属〕

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、国に帰属する。

〔合併〕

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員、子ども会員及び家族会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

〔公告の方法〕

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報又は京都新聞に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

〔事務局の設置〕

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

〔職員の任免〕

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

〔組織及び運営〕

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 雑則

〔細則〕

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。
付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	牧田寛之
副理事長	織川昭則
副理事長	光吉英宣
常務理事	織川篤志
理事	安土憲彦
理事	安井和央
理事	橋本宏和
理事	松浦優子
理事	正田千里
理事	中村正人
理事	早藤昌秋
理事	杉山誠二
理事	武内真希
理事	深田聖子
監事	今井努
監事	澤木一博

3. この法人の当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金（家族単位）及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	5,000円	年会費	20,000円
(2) 家族会員	入会金	5,000円	年会費	40,000円
(3) 賛助会員	入会金	5,000円	年会費	10,000円

ただし、年度途中で新に入会する正会員、賛助会員の初年度会費は、次による。

9月以降入会、正会員10,000円・家族会員30,000円・賛助会員5,000円

翌年1月以降入会、正会員5,000円・家族会員20,000円・賛助会員2,500円

尚、法人設立以前に栗東フットボールクラブに入会金及び年会費を既納している者のうち、引き続き特定非営利活動法人栗東フットボールクラブの会員となる者は、当法人の設立当初の入会金、年会費を納めているものとみなす。